

ガス重要事項説明書

※下記の事項を十分にお読みください。

1. ガス小売事業者について

ガス小売事業者(契約当事者)

シナネン株式会社 登録番号：A0095

〒140-0002 東京都品川区東品川一丁目 39 番 20 号

お問い合わせ窓口 電話 0120-370737

E メール toshigas@sinanengroup.co.jp

※ガス漏れ・緊急時は一般ガス導管事業者の連絡先をご案内いたします。

2. ガス需給契約のお申込み方法およびその取扱い

(1) お客さまは下記事項に同意のうえ、当社ウェブサイトによりお申込みいただきます。

イ) ガス重要事項説明書(本書面)、ガス需給約款および主契約料金表を遵守すること

ロ) お客さまの需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者(以下「一般ガス導管事業者」といいます。)が定める託送供給約款その他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)に定める需要家等に関する事項を遵守すること

ハ) 当社が法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること

ニ) 法令に定める直近の消費機器調査の結果等、ガス需給契約の締結に必要な事項について、一般ガス導管事業者から当社へ提供すること

ホ) 消費段階における事故が発生した場合には、当社が一般ガス導管事業者から事故現場で把握した情報の提供を受けること

(2) ガス需給契約は、当社がお客さまからのガス使用によるお申込みを受け、そのお申込みを承諾したときに成立いたします。契約を変更したときも同様といたします。

3. ガスの供給開始予定日

(1) ガスの供給開始日は、原則として当社とのガス需給契約の成立日から託送供給約款で定めた日数を経過した日以降最初の託送供給約款等に基づく定例検針日の翌日といたします。

(2) 当社は、当社または一般ガス導管事業者の供給準備、天候やその他やむを得ない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、すみやかに新たな供給開始日をお知らせいたします。

4. ガスご使用量やガス料金の計算方法

(1) ガス使用量の検針は毎月一度一般ガス導管事業者が行い(この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。)、その使用量をもとに料金を計算いたします。

(2) ガス料金の算定期間は、原則として、前月の託送約款等に定める検針日(以下「検針日」といいます。)の翌

日から当月の検針日までの期間とします。ただし、ガス需給契約の開始時または終了時などの場合は、使用日数に応じて日割計算いたします。

- (3) ガス料金は、1ヶ月あたりの基本料金と、1m³あたりの単位料金にガスご使用量を乗じた従量料金を合計して算定いたします。
- (4) 単位料金は原料価格の変動に応じた原料費調整額を加算また減算し算定いたします。
- (5) 計算方法は各供給エリア毎に以下のとおりといたします。

ガス料金=基本料金+従量料金 [単位料金×ガスご使用量]

料金表(ANA ガス(東京ガスエリア)(税込))

	1カ月のガス使用量	基本料金(/月)	※単位料金(/月・m ³)
A 表	0m ³ から 20m ³ まで	759 円 00 銭	145 円 31 銭
B 表	20m ³ をこえ 80m ³ まで	1,056 円 00 銭	130 円 46 銭
C 表	80m ³ をこえ 200m ³ まで	1,232 円 00 銭	128 円 26 銭
D 表	200m ³ をこえ 500m ³ まで	1,892 円 00 銭	124 円 96 銭
E 表	500m ³ をこえ 800m ³ まで	6,292 円 00 銭	116 円 16 銭
F 表	800m ³ をこえる場合	12,452 円 00 銭	108 円 46 銭

料金表(ANA ガス(東邦ガスエリア)(税込))

	1カ月のガス使用量	基本料金(/月)	※単位料金(/月・m ³)
A 表	0m ³ から 20m ³ まで	759 円 00 銭	210 円 52 銭
B 表	20m ³ をこえ 50m ³ まで	1,588 円 88 銭	169 円 03 銭
C 表	50m ³ をこえ 100m ³ まで	1,833 円 33 銭	164 円 14 銭
D 表	100m ³ をこえ 250m ³ まで	2,077 円 77 銭	161 円 70 銭
E 表	250m ³ をこえ 500m ³ まで	2,648 円 14 銭	159 円 41 銭
F 表	500m ³ をこえる場合	7,109 円 25 銭	150 円 49 銭

料金表(ANA ガス(大阪ガスエリア)(税込))

	1カ月のガス使用量	基本料金(/月)	※単位料金(/月・m ³)
A 表	0m ³ から 20m ³ まで	759 円 00 銭	174 円 81 銭
B 表	20m ³ をこえ 50m ³ まで	1,364 円 81 銭	144 円 52 銭
C 表	50m ³ をこえ 100m ³ まで	1,635 円 74 銭	139 円 10 銭
D 表	100m ³ をこえ 200m ³ まで	2,074 円 72 銭	134 円 71 銭
E 表	200m ³ をこえ 350m ³ まで	3,506 円 75 銭	127 円 55 銭
F 表	350m ³ をこえ 500m ³ まで	3,834 円 72 銭	126 円 62 銭
G 表	500m ³ をこえ 1000m ³ まで	6,981 円 94 銭	120 円 32 銭
H 表	1000m ³ をこえる場合	7,307 円 87 銭	120 円 00 銭

料金表(ANA ガス(西部ガスエリア)(税込))

	1カ月のガス使用量	基本料金(/月)	※単位料金(/月・m ³)
A 表	0m ³ から 15m ³ まで	913 円 00 銭	246 円 76 銭
B 表	15m ³ をこえ 30m ³ まで	1,133 円 00 銭	232 円 10 銭
C 表	30m ³ をこえ 100m ³ まで	1,562 円 00 銭	217 円 80 銭
D 表	100m ³ をこえる場合	2,167 円 00 銭	211 円 75 銭

※従量料金単価は原材料費調整制度にもとづき基準単位料金をもとに毎月調整いたします。実際に適用される単価は当社ウェブサイトにて確認いただけます。

(6) ガス使用量および請求金額は、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

5. お支払方法

- (1) ガス料金のお支払いは、クレジットカード払いに限定いたします。
- (2) ガス料金がクレジット会社により当社が指定した金融機関等に振り込まれなかった場合、または請求書紛失等による請求書の再発行の場合、請求書の発行に係る費用に相当する金額をご負担していただきます。
- (3) お客さまがガスを不正に使用したと認められ、違約金等一般ガス導管事業者からシナネン株式会社に請求される費用についても同様に、お客さまに請求いたします。
- (4) ガス需給契約期間中のガス料金その他の債権債務は、契約が解約されても消滅いたしません。

6. 供給ガス、圧力および燃焼性

当社が供給するガスの熱量、圧力および燃焼性は次の通りとし、ガスの類別は 13A です。13A の消費機器が適合いたします。

〔熱量〕	標準熱量・・・45 メガジュール	最低熱量・・・44 メガジュール
〔圧力〕	最高圧力・・・2.5 キロパスカル	最低圧力・・・1.0 キロパスカル
〔燃焼性〕	最高燃焼速度・・・47	最低燃焼速度・・・35
	最高ウォッベ指数・・・57.8	最低ウォッベ指数・・・52.7

7. ガス需給契約の契約期間について

- (1) 契約期間は、ガス需給契約の成立または変更した日から、廃止または解約により需給契約が終了する日までとし、ガス料金適用開始の日以降 2 年目の日までは、原則としてガス需給契約を継続していただきます。ただし、当社は、契約終了の 6 ヶ月前までにあらかじめお客さまにお知らせのうえ、この供給条件による契約を終了することがあります。
- (2) ガス料金適用開始の日以降 1 年目の日までは、原則として適用される主契約料金表を変更することはできません。

8. お客さまからの希望による契約変更または解約について

- (1) 転居等によりガス需給契約を解約する場合は、ガスの使用終了日をお申し出ください。このときは、解約を希望される日の 15 営業日前までに当社へお申し出いただく必要があります。

- (2) 適用を受ける主契約料金表の変更を希望される場合の変更後の適用開始の日は、原則として検針日の翌日といたします。

9. 当社からの申し出による契約変更または解約について

- (1) 当社は、必要と認めた場合、ガス需給約款等（当社が別途定める「ガス需給約款」、「主契約料金表」および「付帯契約料金表」を総称していいます。）を変更することがあります。この場合は、お客さまとの料金その他供給条件は、変更後のガス需給約款等によるものとし、適用期日までに相当な予告期間をおいて、変更後の内容を電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、お客さまは、変更内容に承諾いただけない場合はガス需給契約を解約することができます。
- (2) お客さまに料金プランや割引制度に関する違反があった場合は、当社の申し出にもとづき、料金プランや割引種別の変更ができるものといたします。
- (3) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、ガス需給契約を解約することができます。なお、この場合には、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。
- イ) ガス需給約款等によってガスの供給を制限等されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
 - ロ) お客さまがガス料金の支払期日を経過してもなお支払われない場合
 - ハ) お客さまがガス需給契約によって支払いを要することとなったガス料金以外の債務（延滞利息、工事費負担金等相当額その他ガス需給約款等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ニ) お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - ホ) お客さまが破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始またはこれらに類する法的手続の申立てを受けまたは自ら行なった場合
 - ヘ) お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - ト) お客さまがガス使用終了日の通知をせず、その需要場所から移転される等、ガスを使用していないことが明らかな場合
 - チ) お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - リ) お客さまがガス需給約款等の適用を受けられなくなった場合
 - ヌ) その他、お客さまがガス需給約款等の規定に違反した場合

10. 供給の制限および中止

- (1) 当社または一般ガス導管事業者は、次のいずれかに該当する場合は、ガスの供給の制限または中止し、またはお客さまに使用を制限または中止していただくことがあります。なお、この場合、必要に応じてお客さまにお知らせいたします。
- イ) 災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - ロ) ガス工作物に故障が生じた場合または故障のおそれがあると認めた場合
 - ハ) ガス工作物の修理その他工事实施のため必要がある場合
 - ニ) 法令の規定による場合
 - ホ) ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合

- へ) ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ト) その他保安上必要がある場合
 - チ) その他託送約款等で定められた事項に該当する場合
- (2) 当社または一般ガス導管事業者は、次のいずれかに該当する場合には、ガスの供給の制限または中止させていただくことがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償させていただきます。なお、この場合、必要に応じてお客さまにお知らせいたします。
- イ) (11)(需要場所への立入り)に掲げる作業を正当な理由なく拒否または妨害した場合
 - ロ) ガスを不正に使用した場合、または使用しようとしたと明らかに認められる場合
 - ハ) お客さまが、ガス工作物を故意に損傷、または亡失させた場合
- ニ) お客さまが、(13)(供給設備の保安責任)および(15)(保安に対するお客様の協力)の保安に係る協力に違反した場合
- ホ) その他ガス需給約款に反し、その旨を警告しても改めない場合
- (3) (1)、または(2)により、当社または一般ガス導管事業者がガスの供給を制限または中止に関する照会は、当社に申し出ていただきます。

11. 需要場所への立入り

当社または一般ガス導管事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入りさせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 開栓および閉栓のための作業
- (2) 危険発生防止周知および消費機器調査のための業務
- (3) その他ガス需給約款によって、ガス需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務
- (4) 一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
- (5) その他保安上必要な業務

12. ガス工事および費用負担

- (1) ガス工事は、当社または一般ガス導管事業者に申し込みをしていただきます。
- (2) 敷地内の内管、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置、昇圧供給装置および整圧器はお客さまの所有とし、お客さまの費用負担で設置していただきます。
- (3) ガスメーターは一般ガス導管事業者が所有するものを設置し、これに要する設置工事費はお客さまにご負担いただきます。
- (4) その他設備に関するお客さまの費用負担については、一般ガス導管事業者のガス工事約款の定めに従うものといたします。

13. 供給設備の保安責任

お客さまは、供給施設の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等、託送約款等で定めるお客さまの資産となる供給施設については、お客さまの責任にお

いて管理していただきます。

- (2) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令に定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (3) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令に定めるところにより、内管、ガス栓および昇圧供給装置等について、お客さまの承諾を得て検査いたします。なお、一般ガス導管事業者は、その検査の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (4) お客さまが一般ガス導管事業者の責めとならない理由により損害を受けたときは、一般ガス導管事業者は、賠償の責めを負いません。

14. 周知および調査業務

- (1) 当社は、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電磁的方法等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 当社は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、当社は、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 当社は、(2)のお知らせに係る機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。

15. 保安に対するお客さまの協力

- (1) お客さまは、ガス漏れを感知したときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者へ通知していただきます。この場合、一般ガス導管事業者は、ただちに適切な処置をとります。
- (2) 当社または一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客さまに当社または一般ガス導管事業者がお知らせした方法で、中断の解除のための操作をしていただくことがあります。なお、供給または使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて一般ガス導管事業者へ通知していただきます。
- (3) お客さまは、13 (供給施設の保安責任) (3)および 14 (周知および調査義務) (2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 当社および一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客さまの構内または建物内に設置した供給施設または消費機器について、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客さまが供給施設を変更し、または供給施設もしくは料金表に定めるガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合は、当社を通じて、一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
- (6) お客さまは、一般ガス導管事業者が設置したガスメーターについては、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。

- (7) 一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客さまの敷地内の供給施設の管理等について、お客さまに協議を求めることがあります。
- (8) 当社は、一般ガス導管事業者が保有する過去の調査結果の提供を受けます。また、当社は、一般ガス導管業者に 14(2)の調査結果等を提供いたします。
- (9) その他保安等に関する内容について、ガス需給約款等の「お客さまの責任」、「供給施設等の検査」、「消費段階におけるガス事故の報告」に定められた事項を遵守していただきます。

16. 個人情報の取り扱い

当社は、個人情報保護法その他の関連法令を遵守し、当社の事業に関連する目的でお客さま情報を適切に取り扱います。なお、利用目的等の詳細については、当社のプライバシーポリシー ([URL](#))、「個人情報の共同利用について (URL)」および「個人情報の第三者提供について(URL)」をご確認ください。

● クーリング・オフについて

1. お客さまが、訪問販売および電話勧誘販売でご契約された場合、本書面を受領した日（その日前に契約に係る申込書を受領した場合は、その書面を受領した日）から起算して8日を経過する日までの間は、書面または電磁的記録（電子メール等）により無条件で契約を解除すること（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。
2. 1に記載した事項に係わらず、当社が特定商取引に関する法律の規定に違反してクーリング・オフを妨げるため、不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、または当社が威迫したことにより困惑し、これらによって1の期間を経過するまでにクーリング・オフを行わなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨を記載した書面を当社より受領した日から起算して8日間を経過するまでは、書面または電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。
3. クーリング・オフは、お客さまがクーリング・オフに係る書面または電磁的記録を発したときにその効力を生じます。
4. クーリング・オフがあった場合において、
 - イ) クーリング・オフに伴う損害賠償または違約金の支払を当社がお客さまに請求することはありません。
 - ロ) 既に当該契約に基づきガスの供給がされたときにおいても、当社はお客さまにその料金その他の金銭の支払を請求することはありません。
 - ハ) 既に料金等がお客さまより支払われている時は、当社は速やかにその全額を返還します。
 - ニ) 当該契約に伴いお客さまの建物その他の工作物等の現状が変更されたときは、お客さまは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講じることを請求することができます。
5. クーリング・オフの行使方法
 - イ) 書面により通知される場合：〒140-0002 東京都品川区東品川一丁目 39 番 20 号シナネン株式会社宛
 - ロ) 電磁的記録により通知される場合：toshigas@sinanengroup.co.jp